

2026年4月28日

吸収分割にかかる事前開示書面

(会社法第782条及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプール
代表取締役 浦上 壮平

2026年4月28日

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプール
代表取締役 浦上壮平

株式会社エスプール（以下「当社」といいます。）は、2026年4月14日付で、株式会社エスプールブリッジ（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づく吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に係る会社法第782条第1項2号及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）
本件吸収分割は完全親子会社間の分割であり、分割対価の交付はありません。
3. 全部取得条項付種類株式の取得等（会社法施行規則第183条第2号）
該当事項はありません。
4. 新株予約権の交付、割当て等（会社法施行規則第183条第3号）
該当事項はありません。
5. 承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）
 - (1) 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号イ）
別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第183条第4号ロ）
該当事項はありません。
 - (3) 承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第4号ハ）
該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

該当事項はありません。

7. 本件吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の 2025 年 11 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を十分に上回っており、また、本件吸収分割の効力発生日以後における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、本件吸収分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

以上の点並びに当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、本件吸収分割の効力発生日以後において、当社の債務については履行の見込みがあるものと判断しています。

- (2) 承継会社が承継する債務の履行の見込みについて

承継会社の 2025 年 11 月末日現在の貸借対照表における資産の額は、負債の額を下回っており、本件吸収分割後も債務超過が継続する見込みではありますが、本件吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が承継する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。また、承継対象となる本件事業については収益化が進んでおり、2025 年 11 月期において一定の営業利益を計上しており、今後も継続的な営業利益の計上が見込まれています。

以上の点並びに承継会社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、本件吸収分割の効力発生日以後において、承継会社が承継する債務については履行の見込みがあるものと判断しています。

8. 吸収合併契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号）

吸収分割契約等備置開始日後に上記の事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上



吸収分割契約書

株式会社エスプール(以下、甲という。)と株式会社エスプールブリッジ(以下、乙という。)は甲のプロフェッショナル人材活用サービス事業(以下、本件事業という。)の吸収分割に関し、次のとおり、吸収分割契約(以下、本契約という。)を締結する。

第1条(吸収分割)

甲は本件事業に関して有する権利義務を分割し、乙はこれを承継する(以下、本件分割という。)

第2条(分割対価の交付)

乙は、本件分割に際し、甲に対して次条に基づき承継する権利義務の対価を支払わない。

第3条(乙が甲から承継する権利義務)

本件分割により、甲は、第5条に定める効力発生日において、本件事業に関する契約その他の権利義務の一部(その詳細は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。)について乙に移転し、乙はこれを承継する。なお、本件分割では、効力発生日において甲が有する本件事業に関する資産及び負債については、乙に承継しない。

第4条(吸収分割承認総会)

甲は、会社法第784条第2項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

2 乙は、会社法第796条第1項の規定により、同法第795条第1項の株主総会の承認を得ないで本件分割を行う。

第5条(吸収分割の効力発生日)

本件分割が効力を生ずる日(以下、「効力発生日」という。)は、2026年6月1日とする。ただし、甲と乙は合意により、これを変更することができる。

第6条(善管注意義務)

本契約締結後効力発生日に至るまでの間、甲は本件事業を、乙はその一切の事業を、善良なる管理者の注意義務を以って継続し、通常の業務遂行に伴うものを除き、相手方の承諾なくしてこれらの事業及びこれに属する財産に変更を加えないものとする。

第7条(吸収分割条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結後、第5条に定める効力発生日までの間において、本件事業もしくは乙の事業及びこれらに属する財産に重大な変動を生じた場合その他、本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙の協議のうえ、本契約を変更またはこれを解除することができる。

第8条(競業禁止義務の不存在)

甲は、乙が承継する事業について競業禁止義務を負わないものとする。

第9条(本契約の効力)

本契約は、第7条の定めに従い本契約が解除されたときはその効力を失う。

第10条(協議事項)

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙の協議のうえ、これを定める。

以上、本契約締結の証として本書を1通作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2026年4月14日

(甲) 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプール
代表取締役 浦上 壮平



(乙) 東京都千代田区外神田一丁目18番13号
株式会社エスプールブリッジ
代表取締役 浦上 壮平



別紙

承継権利義務明細表

本件分割による承継の対象となる権利義務は、本件分割の効力発生の直前時において有効な甲の本件事業に属する契約のうち、次の第1項「承継対象の契約」に掲げる契約に基づく権利義務及び契約上の地位とする。

1. 承継対象の契約

名称の如何及び契約締結方法を問わず、本件事業に関して甲が締結している業務委託契約、請負契約、賃貸借契約その他本件事業に関する一切の契約(ただし、第2項「承継対象外の契約」に掲げる契約を除く。)に基づく権利義務及び契約上の地位

2. 承継対象外の契約

- (1) 本件事業に従事する従業員と締結した雇用契約(ただし、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律第4条に基づき異議を申し出た従業員との雇用契約は除く。)
- (2) 法令等の定めにより承継が制限される契約
- (3) 前各号の他、甲乙が承継対象としないことに別途合意した契約

以上



第2期 報告書

2024年12月1日から
2025年11月30日まで

事 貸 損 株 個 附	主	業 借 益 資 別 属	業 本 等	対 計 変 注 明	報 動	報 照 算 計 記 細	算	告 表 書 表 書
----------------------------	---	----------------------------	-------------	-----------------------	--------	----------------------------	---	-----------------------

株式会社エスプールブリッジ

第2期事業報告 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1 会社の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や、インバウンド需要の増加などにより緩やかな回復基調で推移しました。一方で、原材料及びエネルギー価格の高騰や円安による物価高、地政学的リスクの高まり、金融市場の不安定化など、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

そのような中、当社の事業承継支援サービス事業については、現在、市場開拓中であり、大きな売上を計上するにはいたっておりません。早期にビジネスモデル、将来性を確立できるよう邁進してまいります。

以上の結果、当事業年度の売上高は800千円、営業損失は15,439千円、経常損失は15,387千円、当期純損失15,457千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

該当事項はありません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社に対する 議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社エスプール	372,201	100.0	業務委託、業務受託、資金の援助 役員の兼任3名

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容 (2025年11月30日現在)

事業部門	事業内容
事業承継支援サービス事業	人材紹介サービス、経営支援サービスなど

(11) 主要な営業所 (2025年11月30日現在)

本社 東京都千代田区

(12) 従業員の状況 (2025年11月30日現在)

事業部門	従業員数	前事業年度末比増減
本社	0名	—

(13) 主要な借入先の状況 (2025年11月30日現在)

借入先	借入金残高 (千円)
株式会社エスプール	8,004千円

2 会社の株式に関する事項

(2025年11月30日現在)

- | | |
|--------------|------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 200株 |
| (3) 株主数 | 1名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社エスプール	200	100.00

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	浦上 壮平	株式会社エスプール 代表取締役 株式会社エスプールヒューマンソリューションズ 代表取締役 株式会社エスプールプラス 代表取締役 株式会社エスプールロジスティクス 代表取締役 株式会社エスプールセールスサポート 代表取締役 株式会社エスプールリンク 代表取締役 株式会社エスプールグローバル 代表取締役 株式会社エスプールブルドットグリーン 代表取締役
取締役	荒井 直	株式会社エスプール 取締役
監査役	徐 進	株式会社エスプール 常勤監査役

(2) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2025年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,389
現金及び預金	1,000
売掛金	880
前払費用	16
未収入金	1,493
資産合計	3,389

科目	金額
負債の部	
流動負債	8,864
親会社短期借入金	8,004
未払金	790
未払法人税等	70
負債合計	8,864
純資産の部	
株主資本	△5,475
資本金	10,000
利益剰余金	△15,475
その他利益剰余金	△15,475
純資産合計	△5,475
負債及び純資産合計	3,389

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書 (2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	800
売上原価	89
売上総利益	710
販売費及び一般管理費	16,150
営業損失	15,439
営業外収益	113
受取利息	113
営業外費用	61
支払利息	61
経常損失	15,387
税引前当期純損失	15,387
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	15,457

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	10,000			△17	△17	9,982	9,982
事業年度中の変動額							
当期純損失				△15,457	△15,457	△15,457	△15,457
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△15,457	△15,457	△15,457	△15,457
当期末残高	10,000			△15,475	△15,475	△5,475	△5,475

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針

該当事項はありません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

200株

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

第2期附属明細書

2024年12月1日から
2025年11月30日まで

販売費及び一般管理費の明細

株式会社エスプールブリッジ

販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
法定福利費	2	
福利厚生費	140	
地代家賃	7,200	
通信費	195	
保険料	368	
事務消耗品費	127	
募集費	350	
研修教育費	11	
旅費交通費	5,609	
郵便運送費	63	
社内交際費	64	
社外接待交際費	541	
支払手数料	72	
顧問料	17	
租税公課	0	
新聞図書費	5	
業務委託費	924	
賃借料	256	
雑費	197	
合計	16,150	

株式会社エスプールブリッジ 御中

監査役 徐 進

監査報告書の提出について

会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

2024年12月1日から2025年11月30日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

私は、監査方針等に従い、取締役その他の使用人、親会社の内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、親会社が主催するグループの会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

2026年1月21日

株式会社エスプールブリッジ

監査役 徐進

